

第 15 回横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 7 月 7 日 (木) 15:00~16:00
- 2 場 所 横須賀市役所 消防庁舎 4 階 災害対策本部室
- 3 出席委員 ◎玉川委員、○橋本委員、安部委員、石田委員、磯崎委員、
岩澤委員、金子委員、白井委員、豊島委員、松尾委員、
渡部委員
欠席委員 なし
◎…分科会長 ○…分科会長職務代理者
- 4 事務局 民生局福祉こども部福祉総務課 椿課長、栗原係長、下田担当者
- 5 傍聴者 1 名
- 6 開 会
進行：福祉総務課 栗原係長
- 7 定足数報告
定数 11 名中、全員の出席があり、横須賀市社会福祉審議会条例第 4 条第 4 項
の規定により、会議が成立している旨を報告した。
- 8 一般傍聴報告
傍聴者は 1 名である旨を報告した。
- 9 議 事
(1) 分科会長の選任について (互選)
ア 説明
条例第 6 条第 2 項に基づき、分科会長の選任を行った。

松尾委員から玉川委員を推薦する旨の発言があった。
これを受けて玉川委員が分科会長に就任した。

(2) 職務代理者の指名について
ア 説明
条例第 6 条第 4 項に基づき、職務代理者の選任を行った。

玉川分科会長が橋本委員を分科会長職務代理者に指名した。

(3) 横須賀市地域福祉計画の概要について

ア 説明

事務局から資料2に基づき計画の概要を説明した。

イ 質疑

質疑はなかった。

(4) 次期地域福祉計画の策定について

ア 説明

事務局から資料2に基づき計画の概要を説明した。

イ 質疑

(分科会長)

これから次期計画策定を行うわけだが、各委員が現計画や地域福祉に関して感じている課題があればお聞かせ願いたい。

(岩沢委員)

現計画は計画期間を5年間としている。次期計画は計画期間6年間とされている。その理由は。

(事務局)

現計画を策定する際に、市が策定する地域福祉計画と市社協が策定する地域福祉活動計画を一体として策定した方が実効性の高い計画となるのではないかという議論があった。

このため、現計画は市社協の地域福祉活動計画と終了年度を合わせるという観点から計画期間を5年間とした。

本市の地域福祉計画は介護保険や障害福祉といった福祉分野の他の計画の基盤となる計画として策定しているため、計画への掲載内容は非常に密接に関係していると考えている。

ただいま申し上げた2計画は法律で3年間という計画期間が決まっているため、次期地域福祉計画については、3の倍数の計画年度としたいという思いがあった。

地域福祉の在り方を考えるのに3年では短すぎるという考えで6年間とした。あくまでも事務局の考えであるため、変更は可能である。

(石田委員)

地域の捉え方が曖昧だと感じている。

障害福祉の分野では従来障害種別ごとにサポートセンターが設置されていたものが、現在は居住地区ごとにサポートセンターを振り分けている状況である。一方で西地区に大規模な施設が集まっている印象もある。地域の定義はどのように考えているのか。

(事務局)

現地域福祉計画における地区の単位は、地区社会福祉協議会単位を想定している。(平成 30 年度作成横須賀市地域福祉計画 3 ページの囲み書き参照) 行政センターの単位、地区社会福祉協議会の単位、連合町内会の単位などそれぞれ異なっており課題があることも承知している。

一方で、SNSの発達などにより地縁によらないつながりも生まれている。障害種別ごとのつながりもその一つだと思う。

(事務局)

委員のご意見の後段部分は、サービス利用に関するご意見だと思う。地域コミュニティとしての地域と各施設の所在という2点は別に考える必要がある。介護保険や医療については、施設の所在地を誘導することは難しいと考えている。

(分科会長)

社会福祉法で地域福祉計画の策定は自治体の努力義務とされている。大規模自治体でも小規模自治体でも一冊計画書を作成することになる。

(渡部委員)

市全体の課題として、人口減少など中長期的な課題もあるだろう。出生数や転入者の増など市全体の取り組みと地域福祉の取り組みとの整合性がなければならぬと思う。現時点で、ここがうまくいったということが分かれば教えてほしい。

(事務局)

1 点目、市の現状と地域福祉計画との整合性がなければならぬといったご意見については、おっしゃる通りである。本日、配付した「YOKOSUKA VISION 2030」が、現在の横須賀市にとって最上位の計画である。ここに記載してあることは、2030年に向けて進めていかななくてはならないものであると念頭に置いて地域福祉計画の策定を行わなくてはならない。横須賀の未来像と現状を、今回の策定で落とし込んでいければと考えている。

2 点目、うまくいったという点について申し上げることは難しいが、『ほっ

とかんの設置』ではないかと考えている。まず、地域の中で相談しづらいことを相談する場所としてほっとかんと設置した。次に、平日8時30分から17時15分の間では来庁が難しいという声をいただいたので、日曜日にほっとかんにて相談が行えるようにしたことが好事例ではないかと考えている。

(松尾委員)

「YOKOSUKA VISION2030」に沿った形で計画を策定することは理解した。

地域福祉活動計画は市が策定した行政計画を具体的に作る計画として策定している。

事務局が提出した資料3には「推進委員会」と記載いただいているが、これは現計画策定の際の名称である。次期計画については、これから設置して検討をお願いすることになる。このため、スケジュール(案)についても現時点での想定である

(橋本委員)

地域福祉計画には、課題解決のための計画と方向性を示す計画という側面があると思う。諮問・答申はどのように進めていくのか。

次期計画を策定するに当たっては現計画の振り返りが必要である。しっかり評価した方がよい。その評価の結果、どういう部分が実行できていないので、どの部分を厚くしていくのかを考えて着手していく必要がある。

(事務局)

次期計画を策定するのは現計画期間である来年度となる。現計画に取り組みながら評価もしていく必要があるため、どのように評価すればよいのかも含めて、各段階で整理して進めていきたい。

10 閉会